# 在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令 （平成十一年外務省・自治省令第一号）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。

# 附　則

この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年四月二八日外務省・自治省令第三号）

この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年七月二九日外務省・自治省令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十一年八月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一一年一二月二〇日外務省・自治省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一四日外務省・自治省令第一号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年一月二九日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一三年三月三一日総務省・外務省令第二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年九月三日総務省・外務省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一三年一二月七日総務省・外務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年四月八日総務省・外務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年七月一日総務省・外務省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一五年四月一日総務省・外務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年一二月二五日総務省・外務省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一六年三月三一日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一六年五月二一日総務省・外務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一六年一二月二八日総務省・外務省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一七年一二月二八日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一八年一〇月二七日総務省・外務省令第一号）

この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月三一日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成一九年一二月二八日総務省・外務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二〇年三月三一日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二〇年五月二一日総務省・外務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二〇年一二月二六日総務省・外務省令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二一年六月二四日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二一年一二月二四日総務省・外務省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げるそれぞれの領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二二年一二月二七日総務省・外務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二三年一二月二六日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二四年九月五日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二四年一二月二七日総務省・外務省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二五年六月二八日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二五年一二月二六日総務省・外務省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二七年一二月一八日総務省・外務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

##### ２

この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

# 附　則（平成二八年一二月二八日総務省・外務省・令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

##### ２

この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

# 附　則（平成二九年一二月二六日総務省・外務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

##### ２

この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

# 附　則（平成三〇年五月三一日総務省・外務省令第一号）

この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年一二月二八日総務省・外務省令第二号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

##### ３

この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

# 附　則（平成三一年三月三〇日総務省・外務省令第一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日総務省・外務省令第一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に同法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。